



東京税理士会日本橋支部会報

第142号
 平成26年11月11日

東京税理士会日本橋支部
 〒103-0013中央区日本橋人形町3-11-10
 ホックコ人形町ビル
 ☎ 3662-3979

メールアドレス t-zei2hon@mvd.biglobe.ne.jp
 ホームページURL http://www.nihonbashi-tax.jp/
 発行人 支部長 浅見 達雄
 編集人 広報部長 福 岡 敏 郎
 印刷 (株) 税 経



支部対抗野球大会優勝

税界放談

団塊世代が引退して社会保障費が急増した
 ことと景気悪化による
 税収の不足によって税
 収と歳出との差が年々
 広がっている。急増す
 る社会保障費を補う財
 源として目的税化し、
 今春の消費税増税は実
 施された。更に、来年10月に
 は再度の増税が予定されてい
 る。

東京税理士会が断固反対し
 ていた軽減税率は、各関係団
 体からの事業聴取が終わり、
 政治決着を待つのみとなつて
 いるが、来年の増税後に何ら
 かの形で導入される可能性は
 低くない。軽減税率が一部で
 も導入されると、事務負担が
 増大される。小規模事業者に
 おいては還付申告(簡易課税
 から本則課税)が必要となり、
 更なる負担を強いることにな
 る。

法人税の減税に伴う課税
 ベースの拡大を、中小法人の
 軽減税率の廃止、留保金課税
 の復活や外形標準課税の中小
 法人への導入などによって賄
 うことを検討している。

東京税理士会では負担能力
 に応じた公平性に配慮した税
 制を目指して意見書を作成
 している。日本の法人の99.
 7%を占める中小法人が活力
 を取り戻すことができる税制
 改正をお願いしたい。

目 次

・ 支部長挨拶	浅見 達雄	2	・ 支部対抗野球大会 優勝の軌跡再び	引地栄二	10
・ 日本橋税務署長挨拶	小棹ふみ子	3	・ 各部日より		12
・ 研究論文	宮原裕徳	4	・ 支部会員異動のお知らせ		19
・ 随筆 永島嘉治、坂元左		7	・ 編集後記		22



支部活動へのご協力に 感謝とご報告

支部長 あさ み たつ お 浅見達雄

この数カ月の自然界の猛威にたじたじで、大型の台風による風水害、大雨による土砂災害、御嶽山の噴火による多数の死者が出るなどの甚大な被害を被っています。また危険ドラッグをよりどころとしている人々による交通事故、果ては幼児を狙った誘拐、殺人など危険いっぱいの世の中となつて、不安な日々を過ごさざるを得なくなりましたが、会員の皆様におかれましてはご健勝にてご活躍のことと推察いたします。

この一年の活動でご協力頂いたことに感謝をしつつ報告をさせていただきます。

電子証明書の取得について

日本税理士会連合会は電子認証局を保持し独自の電子証明書の発行、利用の仕組みを構築していることはご存じのとおりです。税理士が代理で電子申告をするためには、住基カード(公的個人認証)によるか、日本税理士会連合会の電子証明書によるかになります。代理での電子申告を行うためのツールとして、日本税理士会連合会が発行する電子証明書を取得して頂き、電子政府の構築に参加していきたいと考えています。

東京税理士会も電子申告推進委員会を中心に活動していますが電子証明書の取得が会員全員とはなっていません。日本橋支部も支部会員全員での取得率は東京税理士会の48支部中、下位でした。

昨年秋ごろから、支部電子申告推進委員が活発に電子証明書の取得推進の活動をし、大規模な税理士法人のご賛同を頂きまして、取得率が各段に上がりました。第一ブロック(麹町支部、神田支部、京橋支部、芝支部、麻布支部)の各支部では取得率がトップになりました。会員の皆様のご協力に感謝申し上げます。

役員選挙について

本年6月の支部総会でご承認頂きました支部役

員規則の変更に基づく初めての役員選挙が、12月に実施されます。前号の会報でも申し上げましたが支部長1名、副支部長4名、幹事40名、監事2名、東京税理士会理事5名の選出をする選挙となります。来年6月から2年間、支部の運営を付託する大事な選挙でもありますので、自薦、他薦を問わず立候補して頂き支部運営にご尽力頂きたくお願いいたします。

租税教育について

当支部では区内にある中学校の在校生を対象に、兼ねてより実施していましたが、税理士法の改正で27年4月からほぼ義務的に実施しなければならないこととなりました。そのため東京税理士会においても会の管理範囲内に所在する小、中学校に対する租税教育はもとより、社会一般に租税教育をするような計画も立案中であるようです。学校数の多い支部ではすべての要望にこたえられないこともあるようですので、支部間の応援が必要となることがあるのではと考えます。

日本橋支部の租税教育委員に登録されておられます方は10名程ですので、今後の活動予測を考えますともう少し増加してほしいと思います。

成年後見制度について

税理士会は社会貢献の一環として、成年後見制度の推進をしていますが、他の士業の活動に遅れているようです。東京税理士会も成年後見支援センターを開設して対応していますが、家庭裁判所からの要請があまりなく、法定の成年後見人として就任があまり出来ていないとの報告がされています。来年度の東京税理士会の重点施策の一つとなりますと各支部に、成年後見支援センターの設置が要望されることになるものと考えます、その際には会員皆様のご協力をお願い申し上げます。



「税を考える週間」に当たって

日本橋税務署長 こさおふみこ 小棹ふみ子

東京税理士会日本橋支部の皆様には、常日頃から税務行政に対しまして、深い御理解と多大なる御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

国税庁では、日頃から国民の皆様には租税の意義、役割や税務行政の現状について、より深く理解してもらい、自発的かつ適正に納税義務を履行していただくために納税道義の高揚に努めています。特に、毎年11月11日から11月17日までの一週間を「税を考える週間」として、国税庁ホームページに「税を考える週間」の特集ページを開設するなど、様々な広報広聴施策を実施しています。

今年も「税を考える週間」のテーマを「税の役割と税務署の仕事」として、国民の皆様には適正・公平な課税及び徴収の実現に向けた国税庁の取組を紹介するとともに、税務行政に対するご意見やご要望をお寄せいただく機会を設けています。

ここで、「税を考える週間」の歴史について御紹介します。

「税を考える週間」の前身は、昭和29年に設けられた「納税者の声を聞く月間」です。国税庁発足当時（昭和24年6月）は、第二次世界大戦後の社会経済の混乱の時代でしたが、その後、申告納税制度も徐々に定着してきました。

そこで、納税者の声を税務行政に反映するために設けられたのです。その後、昭和31年には、苦情相談を重点項目とする「納税者の声を聞く旬間」に改められ、昭和49年には、「税を知る週間」に改称し、その実施時期も毎年11月11日から11月17日までとされました。

そして平成16年、税を単に知るだけでなく、より能動的に税の仕組みや目的などを考え、国の基本となる税を理解してもらうために「税を考える週間」に改称されました。

今年度のテーマでもある「税の役割」ですが、皆様ご承知のように国や地方公共団体は、国民の生活に欠かすことのできない公共サービスを提供するため、様々な行政活動を行っており、その活動のために必要な財源が「税金」です。

豊かで安心して暮らせる未来のために、この週間を機に租税負担と給付の関係について、より関心を持っていただければと思います。

「税務署の仕事」は国税庁のホームページのWeb-TAX-TV（動画）において、国税局や税務署が行っている様々な業務をドラマ仕立ての映像で紹介しています。是非アクセスし、ご覧になってください。

なお、「税を考える週間」においては、関係民間団体との連携した街頭広報などの各種施策を行います。東京税理士会日本橋支部におかれましては、タックスフェアの一環として、「無料相談」を開催していただけると聞いております。このような施策は、国民各層に税について理解を深めてもらえる良い機会であります。担当される先生方には大変お世話になりますが、よろしく願いいたします。

また、租税教育の取組として、小・中学校の租税教室への講師派遣を行っていただくなど、多大なる御協力をいただいております。次代を担う児童や生徒が「税」の意義や役割を理解し、納税の意義やその使い道に関心を持ってもらうことが大変重要だと考えております。今後とも積極的な御支援、御協力をお願い申し上げます。

結びにあたりまして、東京税理士会日本橋支部の益々の御発展と会員の皆様の御健勝、御多幸を心から祈念いたしまして、私の挨拶とさせていただきます。



研究 論文

タイ支社の開設と タイの税務実態について

みや はら ひろ のり
宮原 裕 徳



当社は昨年からタイに支社を開設しました。タイに支社を開設するまで3年以上F/Sを行い、東南アジアの他の諸国も調査してきました。その中で、「税制」・「治安」・「インフラ」がきちんと整備されているかを判断材料に最終的にタイに進出を決めました。

ただ実際にはサービスを行う日系企業の蓄積が多大ということ（営業先が多い）と、5年以上タイで実務を行っていたタイ税務のエキスパートをスカウトできた事が、無難に現地事務所を立ち上げられた（まだ十分ではありませんが…）原因だと実感しています。

現在もタイ人の雇用や、タイ税制に四苦八苦しながら業務を行っていますが、少しでも今後タイに進出される先生方の先兵になればと今回の論文を寄稿いたしました。

□タイの税制

タイの租税体系は国税と地方税があり、国税の割合が高めとなっています。国税は直接税である企業の「法人税」、個人の「所得税」と、間接税である「付加価値税（VAT）」が主な税金となっています。

税制を個別にみていくと、まず「法人税」ですが、法人税率は一般企業では所得に対し25年4月以降20%の課税となりました。アセアン諸国は「法人税」の引下げ合戦を行っているため、タイもこの2～3年で「法人税」が約10%下がっており、日本と比較すると住民税・地方税がないため、実質半額程度になってきています。

タイに日本企業が進出する場合、その組織形態によって法人税の課税の仕方も異なります。

まず「駐在員事務所」を設ける場合、駐在員の営業活動は原則禁止ですが、所得が発生すると外国法人として「タイ国内で発生した所得」にのみタイの税法により課税されます。

次にタイに「日本法人の支店（ブランチ）」を設ける場合は、外国法人とされるため、「タイ国内

で発生した所得」に対してタイの税法により課税されます。当たり前ですが、支店が赤字であれば黒字の本社と相殺ができます。ここで気を付けなければならないのは、「支店利益税」です。これは通常の利益に対する課税に加えて、タイ支店が日本本店に送金する場合、再度「支店利益税」が送金額の10%課税されてしまうという事です。ただタイでは金融機関以外の業種では支店（ブランチ）は余り見かけません。

最後に進出する場合もっとも一般的なのが、タイに「法人（関連会社）」を設立する場合です。これはタイの内国法人とされ、この法人が得た「所得全て（全世界所得）」に対してタイの税法により課税されます。

タイの内国法人は当然ですが、外国法人でも「恒久的施設=PE」にて事業を行っている時は、タイで課税されることになり、日本企業側がタイに支店を持っているという認識がない場合でも、実態があるとしてタイで課税（「PE課税」）されてしまいます。

例えば、建設工事の監督等で3ヶ月を超える期間タイに事務所を置いたり、6ヶ月を超えて日本企業の従業員がタイでサービスを行ったり、日本企業に代わって契約を行う代理人をタイに置いている時等は、外国法人であっても課税対象となります。

タイの「所得税」では、1月1日以降年間180日以上タイに出張する従業員はタイ側の課税対象となりますが、滞在日数が180日を超えずに給与が日本で支払われている場合は日本側の課税対象となります。

ただし役員の場合は従業員と異なっており、日本企業の役員がタイに駐在し、日本で非居住者（日本の国内勤務がない）となっても、役員報酬の中で日本で支払われている部分は、日本で課税されてしまいます。国内源泉税は20%（復興税制除く）となっており、確定申告もできないため、

完全な二重課税となってしまっています。

タイの「消費税」は、付加価値税 (VAT) と呼ばれており本則は税率10%ですが、現在は7%になっています。売上高が540万円を超える企業及び個人が納税対象となっています。

□タックスヘイブン税制

海外に関連会社を設立する場合、日本の親会社が気を付けなければならない税制がありますが、平成25年4月からタイは『タックスヘイブン税制』適用国になってしまいました。

タイでは海外関連会社がどのような条件の場合に『タックスヘイブン税制』が適用されるのかまとめてみます。

まず『タックスヘイブン税制』の定義ですが、「税率が低い国 (軽課税国) に海外子会社 (持株比率50%超) を設立し、その子会社を利用して租税回避行為を行うことを防止するために創設された税制」です。課税の仕方は、「軽課税国の海外子会社の所得を、日本の親会社の所得と合算して日本で課税」していきます。

つまり、日本で連結決算をしている子会社があるのと全く変わらないという事です。軽課税国とは、「法人税の税率が20%以下」の国の事を言います。現在東南アジアの各国は投資を呼び込むため、法人税の引下げ競争を行っていますが、2013年の段階で

●タイ20% ●カンボジア20% ●シンガポール17% ●香港16.5%

となっており、今後他の国も法人税率を20%以下に下げてくる可能性があります。

なお法人税が今の段階で20%を超えている国に海外子会社があっても油断はできません。優遇税制などで法人税が免税になっている場合でも、タックスヘイブンに海外子会社を構えていることになるからです。

では『タックスヘイブン税制』の適用対象となる「特定外国子会社」とはどのような会社かということ、「軽課税国に、日本の資本 (法人+個人) が半分以上を占める会社」の事を言い、その会社の株式を10%以上所有しているとタックスヘイブン対策税制が適用されます。

タイの場合は、持株比率がタイ側51%、日本側49%のマイノリティの会社がほとんどですが、タイ側の株主が法人の場合、そのタイ法人の株主

の中に日本人がいると、間接所有となって日本側の持株比率が50%超とされてしまいます。この判定を行うに当たっては、自社と関係のない日本法人が株主である場合も含まれるので、軽課税国に資本を出す場合は、その会社の株主構成を必ずチェックしてください。

また、メーカーでタイでの特別重要業種に該当した場合は、外国資本100%株式会社が設立できる可能性が高いと思われませんが、タイ国に限っては、このBOI (投資奨励法) の優遇策は、タックスヘイブン課税のトリガーを引いてしまうことになりかねません。タイの会社に資本を出している場合は、今年の申告では必ず株主構成を確認するようにしてください。

ただ、タックスヘイブンに子会社があっても、実体のある事業を行っている場合は、子会社の所得が日本の親会社の所得と合算されることはありません。ではどのように事業を行っていれば『タックスヘイブン税制』の課税を免れる事が出来るのでしょうか。

『タックスヘイブン税制』の免除には、全部で5つの基準があり、その中でまず「事業基準」、「実体基準」、「管理支配基準」をクリアしなければなりません。それに加えて、会社の業種に応じて「非関連者基準」又は「所在地国基準」のいずれかをクリアすれば、『タックスヘイブン税制』は適用されません。

まず「事業基準」ですが、軽課税国で行っている「事業」により判断される基準となります。「株式・債権の保有」、「特許権等の提供」、「船舶・航空機のリース」に拠って収益を上げている事業であってはなりません。わざわざ軽課税国で上記の事業を行う必要があるのかといった趣旨の基準であり、サービス業等一般の事業であれば問題ありません。

次に「実体基準」ですが、子会社がペーパーカンパニーでなく、実体があることを判定する趣旨の基準です。事務所・店舗・工場その他施設を有していることが必要ですが、事務所を借りていても実体基準はクリアします。平成23年5月29日の東京高裁判決では、レンタルオフィス内で机一つ分を賃貸した上で事業を行っている会社に対して、実体基準があると認められました。

3つめに「管理支配基準」ですが、●株主総会・取締役会の開催を現地で行っている

- 役員としての執務執行を現地で行っている
- 会計帳簿の作成、保管が現地で行われている
- キャッシュの管理を現地で行っている
- 子会社の代表者は日本の会社の役員と兼務しない

等を行っていれば、課税をクリアできるという基準です。「実体基準」と同じく平成23年5月29日の東京高裁での判決から、「現地の役員が他の多数の会社の役員を務めている場合でも、現地に居住して執務を行っている場合は、子会社の指揮監督を行っている」と認めているので、現地在住であれば、日本法人の役員兼務でも管理支配を行っていると思われるようです。いずれにしても、実態ありきだとは思いますが・

4つめが「非関連者基準」ですが、例えば、「卸売事業」では、仕入高・売上高の半分以上が「自社の関係会社」との取引である場合は、取引金額を操作できるため、第3者との取引とみなされず、『タックスヘイブン税制』の対象となります。

5つめは「所在地国基準」ですが、「製造業」や「不動産業」、「リース業」等を営む子会社がその国で事業を行う事に経済合理性があるか否かを判定します。たとえば香港で製造部門を担っている海外子会社が、香港において相応の製造費用を支出していない場合は、香港で製造を行っている合理性が無いと判断されます。

以上の基準をクリアすることでペーパーカンパニーではなく、実体のある会社だと判断されるのです。ただ、上記の基準をクリアしている場合でも、タックスヘイブン所在の海外子会社は、「事業で得た所得」は親会社の所得と合算されなくても、「配当や利子等の事業と関係ない所得」(資産性所得)は1,000万円を超えた段階で合算されてしまいます。

□タイの税務調査

タイでは申告書の提出期限から2年間、税務調査官が税務調査をおこなう権限があり、これに脱税などの疑いがある場合は最長5年間まで調査期間が延長されます。継続的に赤字を出していたり、利益率が低い会社は調査対象になる可能性が高くなります。タイでは、VAT(日本の消費税)、源泉税(法人間取引にも源泉税があります)の納付は毎月です。期中の税金を納め過ぎたからと言って、還付申告をすると税務調査を呼んでしまいま

す。

タイの税法の特徴として、規定の言い回しが曖昧なため税務調査官の裁量の余地が大きく、税務調査で問題になる点はあらかじめ当局に確認しておくことも大事です。例示を上げると日本の親会社に対するタイの関連会社の役務提供(ロイヤリティ含む)費用が損金とならないケースがあります。関連会社の多くは、親会社へのロイヤリティを計上していると思いますが、その費用の配賦計算に当たっては、売上高に対する割合だけではなく、人員や行っているサービスの内容に照らして適切な配賦基準を算定し、タイ関連会社が享受している利益との関連性を税務調査官に説明しなければなりません。

税務調査では通常の調査以外に召喚状を伴う調査もあります。この場合、税務調査での納税不足額と同額の加算税が課され、加えて1か月あたり1.5%相当の延滞税(年間18%!)の対象となります。さらに推定課税といった権限も調査官に与えられています。これは、申告を怠った場合や、税務調査に非協力的だった場合は、当該年度の「入金額」か「売上高」のいずれか5%を通常の税金以外に加算します。また、納税額を少なく申告した場合は、正当な税額の2倍の加算税が課されてしまいます。いずれにしても日本より税務行政はかなり厳しいのは間違いありません。

□関連会社への出向にまつわる税務問題

アジア関連会社には日本の親会社から出向、あるいは出張の形式で人を送り込む場合があります。日本の親会社がアジア関連会社に出向者を派遣している場合、出向者にかかる人件費についてはアジア関連会社が現地の給与を支給し、日本の給与額との差額は日本の親会社が負担していることも多いと思います。

この場合原則アジアでの給与差額を日本の親会社が負担した金額は損金計上しますが、税務調査では問題になりがちです。日本の親会社が給与水準以上に補てんしている場合は、親会社から関連会社への寄付金であると指摘されます。このため、形式面では契約書で負担関係を明確にし、さらに現地の給与水準についての公的な統計データ等で給与額を厳密に計算しておくなどの配慮も必要です。

また日本の親会社がタイ関連会社に技術者を派

遣し、タイ子会社はその技術者の給料を支払った場合、そのかかった人件費をタイ関連会社から日本親会社が「役務提供」対価として回収しようとした場合、原則日・タイ租税条約では源泉徴収をしません。

しかし実務上ではタイ税務当局が、「技術者を派遣しているため何らかの技術移転が行われている可能性が高く、ロイヤリティが発生している」との見解から源泉税を徴収する指導をおこなっているようです。

この場合の源泉税は基本的には日本の外国税額控除の対象とはならないため、タイと日本の二重課税になってしまいます。解決策としては、タイの税務当局に「事前確認」を行うか、「相互協議の申し立て」を行うことが可能です。継続的な取引で、かつ金額も多大となってくる場合は一考の価値があると思います。

□終わりに

タイに進出してくる日系企業に共通しているの

随筆



受験生を持つ親の “控えめな”心構え

ながしま よしはる
永島嘉治

先日、日経新聞に掲載されている池上彰さんのコラムに『電車内に大学の広告が目につく』旨の記載を拝読して「そうですよね！」と。インターネット広告全盛の中で、電車内の上側面の紙広告の減少は明らかにもかかわらず、季節の変動はあるにしても大学の広告の量は異彩を放っているように感じていた私はすぐさま同意してしまいました。そんなことになぜ反応するのかと言われれば、私の同世代の子供たちが大学生・大学受験生世代を迎えて、関連する情報に敏感に反応してしまうからかもしれません。

私の娘も来年は受験生なのですが、先ごろ家内からご多分にもれず、「これを読んでおいてね。

は「タイの経理・税務の処理は日本よりルーズだろう」という思い込みです。タイの会計は国際会計基準にコンバージョンされ、資料の保管義務は日本よりはるかに厳しいのが現実です。

領収書一つとってみても、日本の税法では領収書の記載事項より実体に即した処理が優先されますが、タイの税法ではエビデンスの記載事項が一つでも欠けていると証票書類として認識されません。

タイは貧富の差が激しいため、タクシー運転手等のタイの個人事業者はほぼ確定申告をしてはいないようですが、日系企業等の外資及びタイ国内優良法人には厳しい税務調査が行われています。

タイへの進出に関しては日本以上に経理・税務のリスクが多大であり、時間がかかる（人手がかかる）ことを前提にマネジメントを行うべきだと思います。

大学名でどうのこうのと口を差し挟まない方がいいわよ。」と突然釘を刺されました。普段娘との接点もそう多くないダメ父にとっては内心その方が気楽でいいなと独りごちたものの、さすがにその冊子を全く見ないわけにもいかないかと斜めに読んでみました。

『保護者が“今”知っておきたい 6つの進路事情』とあって、「①今と昔では大きく異なる就職事情」…とあります。中学受験のときにもこの類の冊子や情報誌を読まされましたが、より一層進路選択を親子で検討し共有してくださいねということのようです。そのためにはまず親が、各大学や各学部・学科の現在の就職事情をある程度理解しなさいということなのでしょう。

学部・学科が多彩で進路選択が難しく、受験生独りではとても解を得られないということになれば、親も見ても見ぬフリはできません。否応なくオープンキャンパスに親子で出かけ（私は行っていませんが娘と家内で行っています）、その結果として大学受験や進路選択、入試会場への親の付

き添いが目立つと言われてしまうのも無理からぬことであり、今や高校生一人にその選択やプレッシャーを背負わせることはさすがに酷なのかもしれません。

報道によれば少子化が進み、18歳人口が一段と減少する2018年問題ということが指摘されています。少子化は深刻ですし、格差社会が叫ばれる中でもしインフレが進行すると大学全入時代どころではなくなってしまうに違いありません。現在でも大学の定員割れは大学の半数に達しているとも巷間ささやかれてもいるのですから、ニッチな分野をターゲットにした学部学科に惑わされて、大学そのものや学部・学科の存在が危うくならなければいいがとそちらの心配をしてしまうのは下世話すぎるのでしょうか。

大学の入試制度が多様化したのも、そもそもそのような状況に直面する大学側の事情によるものなのか、多様な人材を招き入れ、多彩な人材を各界に輩出するという理想実現への取り組みなのかよくわからないといった印象ですが、ただあまり穿った見方（大学側の経営事情の側面から）だけでは物事の本質を見逃してしまうかもしれない、それではいかんと思返しました。

『意欲と能力のある有望な人材が社会から求められている』ということからすると親のサポートは受けつつも、就職実績に基づき希望する将来の職業・就職先を見据えた大学や学部・学科の入試制度、入試科目等の選考方法、入試スケジュールを自ら“戦略的思考”で検討・決定して前に進みなさいということのようにも考えられます。社会に貢献し、社会で活躍するには高校生の段階から訓練としてのハードルが課されたと受け止めるべきなのかもしれません。

私たち親の世代でも当然に“戦略的思考”で進学・就職された方々もたくさんいたに違いありませんが、同世代に占めるその割合は必ずしもそれほど高かったわけではなかったのではないのでしょうか。しかし、今はその当時多数を占めた“とりあえず進学などというお気楽な”思考回路（私は完全にこちらの部類ですが）では、極端に縮小する国内経済に身を置くことはもとより、外に向かってグローバル経済の中で活躍することもままならないことから、早いうちから“戦略的思考”を身に着け進学・就職を検討することを“常識”

にする必要性を促されているのかもしれませんが。

高度経済成長の中で日本は異質だと受け止められましたが、経済成長一辺倒ではない世の中（まだバブルの頃を忘れられない方も多いですが）で職業に対して本来あるべき“戦略的思考”を若い世代に求めるグローバルスタンダードとしての取り組みの一環だと受け止めるべきなのではないでしょうか。東大の秋入学への取り組みもその文脈からすると“今”はまだ世の中に変化を受け入れる素地ができていないけれども、サッカーの秋春シーズン制のように（ちょっと違いますがね）近い将来実現することになるのでしょうか。

それは世の中が進化・進歩し、若者が適材適所で世の中の役に立つという望ましい姿を実現しつつあるのだと受け止めれば、私のような『古い頭』にとってとても前向きな変化への理解を促されているように感じました。しかるに、いつものような『おバカな前時代的な失言はすまい』と心構えもできました。私も少し成長したように思いました。



「学舎」の思い出

さかもと たすけ
坂元 左

「たすけ。起きろ」戸外からの声。冬の朝5時。南国鹿児島とはいえ、冬は霜も降りれば、氷も張ります。「眠い、眠い、お寒い。」やっと起きて外出の支度。行く先は、「會文学舎」です。

薩摩の城下町鹿児島は36の方限（ほうぎり）に区画され、方限は郷戸とも呼ばれて、学舎が設けられていました。

「学舎」というのは、今で言う学童保育に精神修養を加えた薩摩の青少年の教育機関です。

私が入っていた會文学舎は、家から歩いて7～8分のところにあり、鹿児島市内の城山の麓にありました。

学舎に到達すると、まず、講堂の床の雑巾がけ、終わると運動場にて、示現流の立木打。

薩摩藩の御留流の「示現（じげん）流」は、天正16年（1558）、藩士東郷藤兵衛慰重位が京都万松山天寧（てんねい）寺の善吉和尚から伝授を

受けたものとされる剣術で、当初「自顕流」と称していましたが、鹿児島城下の大竜寺の僧文之(ぶんし)が観世菩薩経の「示現神通力」をとって、示現流と改めたものです。

示現流には、東郷流と薬丸流の2つの流派があり、東郷流は、地上に立てた直径10センチ、長さ2メートルの丸太を、左肘を胸に付け、木刀を右肩に直立した姿勢から「ヤー」とか「チェスト」とか発声して振り落した木刀で立木の左右を打ちます。薬丸流は、直径3センチ、長さ2メートルの木の枝を10本ほど束ねたものを横にねせて、構えは東郷流と同じにしてそれを木刀で上からたたきます。いずれの流も、最初の一撃がすべてで、皮を斬らし肉を斬る。肉を斬らして骨を断つ剣術です。

この立ち木打ちを30分ほどして、講堂に集まり、正座して瞑想し、西郷隆盛の遺訓と島津日新公(島津忠良)が詠んだ「いろは歌」を唱えます。

島津忠良は、関ヶ原の戦いで敵中突破を行った島津義弘の祖父で、義弘の父貴久をたすけて九州一円に島津の勢力を拡大した人で、武道のほか、和歌にも造詣が深い殿様です。

日新公の「いろは歌」は、人生訓となる和歌で「い」から「す」まで47首あります。2つほどあげます。

「いにしえの道を聞いても 唱えても わが行いに せずば 甲斐なし」

→人としての道理をいくら聞いても、実践しなければ、何にもならない。

「樓の上も 埴生の宿も 住む人の心にこそは 高き賤しき」

→貧富に関係なく、高邁な精神を持つべきである。

このような教訓や歌は、指導者(現在の高校3年生ぐらい)が、まず、先を口で唱え、それを受けて、同じように口で唱える口伝の方法で行われ、書物は使いませんでした。

朝の時間は以上で終わり、午後は学校の放課後3時頃に集まり、相撲、棒倒し等の運動、学校の勉強はあまりしませんでした。

すべての学舎にあっては、3つの大きな年中行事がありました。

一つは、6月の「曾我どんの傘焼き」です。

これは、建久4年(1143)曾我の十郎、五郎

の兄弟が父の敵、工藤祐経を富士の裾野で討ちとったことを偲んで、鹿児島市内を流れる甲突川に台場を築き、そこで傘を燃やす行事です。太平洋戦争前は、ビニール傘はもちろんなく、ほとんどが油紙と竹を材料とした和傘でした。油紙は破れやすいので、こわれた傘を燃やすわけで、100本以上破れ傘を集めました。

つぎは、9月の「妙円寺詣り」です。

慶長5年(1600)9月15日の関ヶ原の戦いで、西軍に味方した島津勢は、勝利した東軍の中央を突破して薩摩へ帰還した島津義弘公を偲んで、鹿児島市から15キロの伊集院町(現在、日置市)の徳重神社まで、昔の武者姿で、関ヶ原の戦いの歌を歌いながら行軍します。

島津義弘公の菩提寺の妙円寺とっていましたが、明治初期の神仏分離令により、妙円寺から徳重神社に改組したものです。小学6年の行事の記念写真を撮るとき、兄が被る鉄製の兜が片手で持てなかったことを憶えています。

その三は、12月の「義士伝輪読会」です。

元禄15年(1702)12月15日、赤穂浪士が主君浅野長矩の仇、吉良上野介を討ったことを偲んで、「赤穂浪士義人伝」全24巻を一晩かかって読み上げるものです。私の担当は、脇坂淡路守の「赤穂城引渡しの段」でした。

このように、かつての学舎は武士道は何であるかを青少年に教え込む機関でしたが、いろんな行事等で私が感得したのは、「我慢」の心でした。次なる発展を期待して我慢することは人生において大切なことだと思います。



第118回東京税理士会支部対抗野球大会

優勝の軌跡 再び

野球部主将 引地 栄二



お蔭様をもちまして、第118回東京税理士会支部対抗野球大会において、4度目の優勝を勝ち取ることができました。ご声援、本当にありがとうございました。

東京税理士会の支部対抗野球大会は、東京の全48支部が参加し毎年春と秋の年2回行われる東京税理士会厚生部の最大のイベントである。

大会は、勝ち進めば1日2試合、週に1日で3週にわたって行われるため、優勝するまでには6試合勝たなければならない。

我々、日本橋支部は1年半前の平成25年4月の第115回大会において22年ぶり3度目の優勝を果たしていた。当時のレギュラーメンバーの中には22年前の優勝を経験した者はいなく、皆が初優勝であったため歓喜の中の大歓喜の優勝であった。

その後、連覇を目指した第116回大会は3回戦ベスト16で敗れ無く敗退、第117回大会は準決勝まで進むもベスト4で敗退と結果を残せないで迎えた第118回大会は、平成26年9月12日に熱戦の火蓋が切って落とされた。

支部対抗野球大会の組合せは、前回大会のベスト8をあえて1回戦でぶつけることになっている。これには連覇を難しくし様々な支部に優勝の可能性を与えようという意図がある。したがって、前回ベスト4の日本橋支部も1回戦から強豪と当たることになる。

注目の1回戦の相手は近年最強の麻布支部。1年半前の決勝で勝った相手であり、そして、何と



いっても前回の準決勝で逆転負けを喫した相手である。まさに宿敵。周囲からは事実上の決勝戦と噂された。日本橋の先攻で始まった試合は初回に犠牲フライで1点を先制。その後、4回の表にタイムリーヒット、5回の表には相手のエラーによりそれぞれ1点を追加し、5回の表を終わって3対0とリードした。しかし、このまま勝てるぞという気持ちは、選手達にはなかった。なぜなら、ここで思い出されるのは前回の準決勝、同じ麻布支部に2対0とリードしておきながら終わってみれば2対10の逆転負け。あの悔しさを忘れてはいなかった。案の定、麻布支部は5回の裏に1点を返してきた。そして、3対1とリードして迎えた最終回の6回の裏。麻布支部に2アウトからソロホームランが飛び出し、これで3対2。さすが麻布支部、じわりじわりと詰め寄ってくる。しかし、我々の集中力は切れることなく、最後のバッターを打ち取り、試合はこのままゲームセット。宿敵相手に実に良い勝ち方ができた。

続く2回戦では大森支部を11対1、翌週行われた3回戦では本郷支部を13対3と、ともに4回コールドゲームで退け、準々決勝で順当に勝ち上がってきた麻布支部と並ぶ強敵である渋谷支部と対戦することになった。しかし、渋谷支部はエースと正捕手を怪我で欠きベストメンバーでなかったこともあり、11対6で勝利することができた。こうして、初めて2大会連続で準決勝に進んだ。

平成26年9月25日に行われた大会第3日目(準

決勝・決勝)は、前日からの台風の影響で実施されるかどうか微妙な状況であった。

『中止かも…っていう気持ち強いほうが負け
どんなグラウンドコンディションでも、試合ある！
って思い続けた方が勝ち 条件は平等
明日の中止の連絡までは、ドロドロのグラウンドで試合やるモードをお願いします。』

これは、大会第3日目の前日にある選手から皆に送られたLINEである。これにより皆は気持ちを切らすことなく一致団結して戦うことができた。そして、実際に大会は悪コンディションの中、予定通り実施された。

準決勝の相手は四谷支部。実は苦手になっている相手である。予想通り苦戦したが、この試合が今大会のベストゲームとなった。5回を終わって3対2でリードするも、なんと6回の表に3点を入れられ3対5と逆転されてしまった。残る2イニングで2点差は、試合展開からいってきついものがあったが、6回の裏に1点を返し、4対5で迎えた最終回の攻撃でドラマが待っていた。ランナーを1人置いて、5番の三浦が放った打球は相手レフトの頭上を越えていった。逆転サヨナラホームラン！皆がガッツポーズで三浦をホームで出迎えた。劇的かつ感動的な一打により今大会最高の盛り上がりを見せた。



決勝の相手の芝支部は初の決勝進出であった。最高の形で準決勝を勝った我が日本橋の勢いは止まらず、25対1という思わぬ大差で優勝を手中に収めた。

実は、こういう一方的な試合展開であったため優勝の瞬間にあまり感動を味わえなかったというのが本音である。その分、準決勝で味わったから良しとしよう。

来春の次回大会では、本気で連覇を狙ってみよう。

今大会、ベンチ入りしたメンバーは次のとおりである。

青	柳	聡
阿	部	慎史
今	井	信吾
大	澤	昭人
小	田	英敏
小	野塚	良実
掛	川	義夫
櫻	井	和儀
塩	谷	満
高	橋	和則
引	地	栄二
三	浦	敏幸
山	科	裕紀
吉	田	邦彦
若	狭	茂雄
和	田	真一郎
渡	辺	英樹

以上 17 名。

先日、ある人から「どうしてそんなに強くなったの？誰か上手な人が入ったの？」という質問を受けた。私は迷わず答えた。「全員で強くなりました。」

優勝旗、優勝カップは支部事務局に飾ってあるので、是非、皆様も見に来てください。

各部だより

〔総務部〕

支部幹事会報告

平成26年7月14日(月)10時30分～11時35分

I 審議事項

1. 定例連絡協議会の開催時期および提案議題の募集の件

- ① 日本橋税務署との定例連絡協議会は、平成26年10月3日(金)10時30分から12時迄、会場は東実健保会館に於いて日本橋支部会員全員を対象として開催。
- ② 中央都税事務所との税務懇談会は、10月に開催予定。京橋支部との三者のため日程は執行部一任。当番支部は京橋支部。
- ③ 日本橋税務署及び中央都税事務所に対する質問・要望事項について会員全員を対象に提出依頼。

①～③承認可決した。

2. 八団体合同役員会開催の件

税務協力八団体開催による意見交換会を8月1日(金)17時00分から東実健保会館で開催することを承認可決した。

II 報告事項

1. 新入会員業務説明会(6/5)の件
2. 登録調査(6/9)の件
3. 税理士雑談室(6/12)の件
4. 日本橋税務懇話会(6/17)の件
5. 東京税理士会定期総会(6/18)の件
6. 京橋支部定期総会(6/20)の件
7. 関係団体定期総会の件
東京税理士データ通信協同組合(6/6)
モアグリーンゴビ税理士の森基金(6/11)
日本橋関税会(6/17)
東京税理士共済会(6/30)
8. 定期総会、懇親会(6/24)の件
9. 青税中央部会総会(7/2)の件
10. 公開討論会(10/10)の件

III 各部報告、理事会報告、委員会報告 以上

平成26年9月11日(木)10時30分～11時57分

I 審議事項

1. 日本橋税務署ならびに中央都税事務所との定

例連絡協議会の開催時期および提案議題の策定の件

平成26年10月28日の中央都税事務所との定例連絡協議会、平成26年10月3日の日本橋税務署との定例連絡協議会の開催方法をはじめ、常会、研修会、懇親会の担当者の決定をし承認可決した。

2. 税を考える週間諸行事に関する件

税を考える週間の無料相談会を次のとおり承認可決した。

- ① 開催日 平成26年11月11日(火)
- ② 日本橋三越前・責任者2名
- ③ 日本橋プラザ・相談員2名

3. 新入会員説明会開催日時及び運営方法

平成26年11月7日(金)に開催することを承認可決した。

4. 広報誌写真用カメラを買い換えることを承認可決した。

5. 租税教育推進委員の追加の件

東京会から推薦のあった秋庭守会員の当支部の租税教育推進委員にすることを承認可決した。

II 報告事項

1. 八団体合同役員会(8/1)の件
2. 日本橋税務懇話会(8/5)の件
3. 登録調査(8/9、9/10)の件
4. 税理士雑談室(7/15、8/8)の件
5. 署との拡大定例連絡会(9/4)の件
6. 平成26年度税務功労者都税事務所長感謝状贈呈候補者推薦の件
7. 第一ブロック連絡協議会(10/17)の件
8. 選挙日程の件
9. アウトドア同好会の件

III 各部報告、理事会報告、委員会報告 以上

〔研修部〕

研修会並びに雑談室の結果報告と今後の予定は次のとおりです。

《最近実施した研修会と今後の予定》

日時：平成26年7月3日(木)13:30～16:00
テーマ：税理士の常識と裁判官の常識…最近の裁判例を考える

講師：三木 義一氏 青山学院大学法学部教授
会場：銀座ブロッサムホール

※ 第一ブロック合同研修会

日時：平成26年8月20日(木) 13:30～16:00
テーマ：相続税関係の重要改正と今後の相続税対策

講師：岩下 忠吾氏 東京税理士会江東西支部
会員

会場：銀座ブロッサムホール

※ 第一ブロック合同研修会

日時：平成26年9月4日(木) 13:30～16:00
テーマ：「信託」「一般社団法人」を活用した事業
承継・相続対策

講師：宮田房枝氏 東京税理士会麹町支部会員
会場：東実健保会館 6階ホール

日時：平成26年10月3日(金) 14:00～16:45
テーマ：所得税、資産税、消費税、法人税の改正
点及び誤りやすい事項

講師：日本橋税務署 担当官

会場：東実健保会館 6階ホール

日時：平成26年10月24日(金) 13:45～16:45
テーマ：誤りやすい事例検討(所得税)

講師：税理士 柴原 一氏

会場：マツダホール(マツダ八重洲通りビル)

※ 京橋支部主催

日時：平成26年11月4日(火) 13:00～16:00
テーマ：年末調整説明会

講師：日本橋税務署・中央区役所 担当官

会場：東京証券会館ホール

日時：平成26年12月4日(木) 14:00～16:30
テーマ：平成26年度税制改正の実務ポイント
(所得税拡大促進税制及び生産性向上設
備投資促進税制等中心として)

講師：税理士 諸星 健司氏

会場：綿商会館6F

日時：平成27年1月13日(火) 時間未定

テーマ：未定

講師：竹中 平蔵氏

会場：ロイヤルパークホテル

日時：平成27年2月2日(月) 13:30～16:00(予定)

テーマ：26年分確定申告に当たっての留意事項

講師：日本橋税務署担当官

会場：日本橋公会堂

《最近実施した税理士雑談室と今後の予定》

日時：平成26年7月15日(火) 17:30～19:30
会場：日本橋支部会議室

日時：平成26年8月8日(金) 17:30～19:30
会場：日本橋支部会議室

日時：平成26年9月12日(金) 17:30～19:30
会場：日本橋支部会議室

日時：平成26年10月9日(木) 17:30～19:30
会場：日本橋支部会議室

日時：平成26年11月14日(金) 17:30～19:30
会場：日本橋支部会議室

〔厚生部〕

〈野球部〉

平成26年7月から9月までの野球部の活動に
関してご報告致します。

東京税理士会の第118回支部対抗野球大会にお
いて1年半ぶり4度目の優勝を勝ち取ることがで
きました。詳細は別ページをご覧ください。

皆様のご声援、本当に感謝致します。

7月2日 第一ブロック 第3戦 勝

神 田	1	1	0	0	0	2	0	計4
日本橋	2	0	2	1	0	1	×	計6

7月18日 練習 月島グラウンド

8月2日練習試合 勝

仰星監 査法人	0	0	0	0	1	0	0	計1
日本橋	0	2	0	0	0	1	×	計3

8月6日 第一ブロック 第4戦 勝

京 橋	3	0	0	0	0	0	計 3
日本橋	3	1	5	1	1	×	計11

8月30日～31日 合宿

埼玉県秩父郡赤谷温泉

9月5日練習試合 勝

上 野	0	0	0	0	0	0	計 0	
日本橋	1	4	0	6	0	1	×	計12

9月12日 秋季大会 第1回戦 勝

日本橋	1	0	0	1	1	0	計 3
麻 布	0	0	0	0	1	1	計 2

9月12日 秋季大会 第2回戦 勝

大森	0	0	0	1	計	1
日本橋	5	4	1	1×	計	11

9月19日 秋季大会 第3回戦 勝

本郷	0	0	2	1	計	3
日本橋	4	3	1	5×	計	13

9月19日 秋季大会 準々決勝 勝

渋谷	3	0	0	2	0	1	計	6
日本橋	2	1	6	1	1	×	計	11

9月25日 秋季大会 準決勝 勝

四谷	1	1	0	0	0	3	0	計	5
日本橋	2	0	1	0	0	1	2×	計	6

9月25日 秋季大会 決勝 勝

日本橋	1	4	5	0	5	3	7	計	25
芝	0	0	0	0	1	0	0	計	1

なお、第一ブロックのリーグ戦においても現在4戦全勝で5連覇に向け10月7日の1試合を残すのみとなっていますので、その結果を次号で報告させていただきます。

〈囲碁部〉

10月16日(木)に事務局会議室において秋季支部囲碁大会を開催しました。(結果は?)

囲碁部の活動は、支部大会が春季と秋季の年2回、京橋支部との親善囲碁大会を正月の土曜日に年1回、プロ棋士を招いての指導碁を4月と12月の年2回、それ以外の月には定例の月例会を開催しています。(7月17日、8月21日、9月18日開催済み。)



月例会とプロ指導は午後3時から8時までとなっております。短い時間でも大丈夫ですので是非事務局を覗いてください。

現在の囲碁部のメンバーは26名の登録がありますが、大会等への参加は10名前後の時が多くなっています。

永年、当部の中心メンバーでした谷本先生と坂本先生が不在となり、やや寂しくなっておりますので、お忙しいとは思いますが、登録メンバーの積極的な参加と、新メンバーの登録が増えるように頑張っていきたいと思っております。

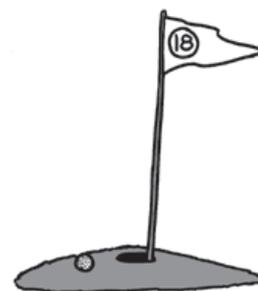
今後の予定は、11月20日(木)に月例会、12月11日(木)にプロ指導(小林健二7段)、27年1月の土曜日(予定)に京橋支部との親善大会(今回は京橋支部事務局)となっております。

〈ゴルフ部〉

平成26年9月2日(火)に第294回T.N.G.会を泉カントリー倶楽部(SOUTH→EAST)にて開催しました。31名の参加がありました。当日は厳しい残暑のなか、風を切る乗用カートにも助けられ、全員無事ラウンドを終了しました。次回以降は、10月22日(水)に霞が関カントリー倶楽部、11月13日(木)常陽カントリークラブ、12月9日(火)に東京よみうりカントリークラブにおきまして開催します。また、10月6日(月)に東京税理士会第18回支部対抗ゴルフ大会が取手国際ゴルフ倶楽部で行われます。日本橋支部からも4名が参加いたします。

(成績)

	氏名	グロス	ハンディ	ネット
優勝	内田 孝	97	32	65
二位	大澤 環	100	33	67
三位	山科 裕紀	88	19	69
ベストグロス	森 一郎	77	S36・E41	



歌舞音曲(カラオケ)同好会

第29回カラオケ発表会が10月18日(土)神田エッサムこだまホールに於いて、例年どおり賑やかに開催されました。会員の歌唱は勿論、我が国ただ一人の女性紙切り師、林家花さんの華麗な紙切りと、銀座のクラブ「アニュース」の5人の美女によるショータイムを堪能しました。今年も応援いただいた皆さん大変有難うございました。(写真掲載)

出演者と発表曲は以下のとおりです。

(出演順、敬称略)

- | | |
|------------|------------|
| 1. 湯本 康 弘 | 今、咲き誇る花たちよ |
| 2. 新沼勝三郎 | 南部蝉しぐれ |
| 3. 河原 邦 文 | 峠越え |
| 4. 湯ノ上光昭 | 富士山 |
| 5. 佐藤 嘉 光 | あやめ雨情 |
| 6. 坂村 武 春 | 湯情の宿 |
| 7. 佐々木則司 | 日々 |
| 8. 若狭 茂 雄 | ふるさと |
| 9. 鈴木 毅 | 男一途 |
| 10. 高橋美津子 | 魂のルフラン |
| 11. 山科 裕 紀 | マイクラシック |
| 12. 清水 満 昭 | 知床旅情 |
| 13. 板橋 則 雄 | 桜貝 |
| 14. 佐藤 宗 石 | 北の旅人 |
| 15. 中島 美 和 | やっぱ好きやねん |
| 16. 藤山 清 春 | 小さな祭り |
| 17. 大澤 昭 人 | アメリカ橋 |
| 18. 中武 昭 夫 | 恋さぐり夢さぐり |

カラオケ部は毎月、甘酒横丁そばの、個人所有のカラオケボックスをお借りして月例会を開催しています。新規加入者大歓迎です。



〔綱紀監察部〕

以下の会議が開催されました。

支部と署との綱紀監察連絡協議会

〔日 時〕 平成26年9月3日10:00～11:00

〔場 所〕 日本橋支部事務局

〔出席者〕 日本橋税務署より馬場総務課長、新田総務課長補佐

東京国税局より中村税理士専門官

支部より高木、鳴海、佐藤

〔議 題〕 にせ税理士の実態及びその予防対策等

なお、会議で紹介された事例を掲載します。会員の皆様におかれましては、より一層の品位保持に努められますようお願い申し上げます。

○事例 1

対象者：A 税理士

事案の端緒：A 税理士の関与先Bに対する税務調査において、関与先Bの架空委託契約料計上の事実が認められ、当該不正行為にA 税理士が関わっていた旨の情報提供があった。

非行の概要：税理士Aは、関与先である関与先Bの法人税の確定申告に当たり、代表者Cからの強い依頼に応じて、A 税理士自ら架空の委託契約料を計上することとし、故意に所得金額を不正に圧縮した申告書を作成していた。

なお、A 税理士は、自ら架空の委託契約書の作成を代表者Cに指示するなど、当該取引が正当であるように装っていた。

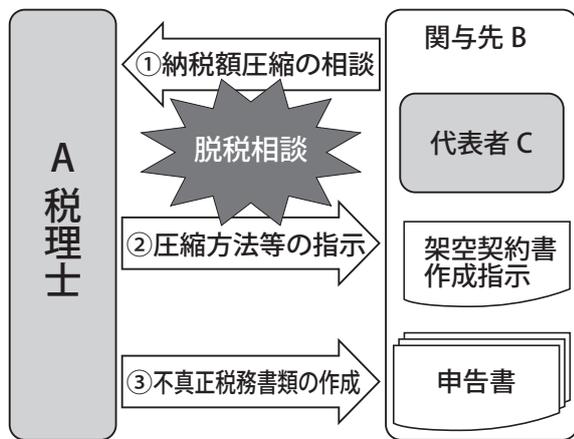
調査の概要：A 税理士に対して、税理士法上の調査を実施した結果、A 税理士は関与先Bの法人税確定申告に当たり、代表者Cから「資金繰りが苦しい。できるだけ納める税金を少なくしたい。」との相談を受け、一度は正しく申告するよう指導したが、最終的には代表者Cの強い依頼に押し切られる形で、税金を少なくしたいとの依頼に応じて、A 税理士自ら決算期末に架空の委託契約料を計上するという圧縮方法を考案し、所得金額を不正に圧縮した法人税確定申告書を作成した。

なお、A 税理士は、委託契約料が正しいものと装うため、架空の委託契約書の作成を提案し、その下書きを作成した上、代表者Cに当該契約書を作成させていた。

A税理士は、関与先Bの代表者Cの強い依頼を断れなかったとはいえ、自ら架空の委託契約料の計上を指示し、不正に所得金額を圧縮したこと及び不正に所得金額を圧縮した法人税の確定申告書を作成した行為は、税理士として決して許されない行為であったことを認識し、深く反省している。

処理：A税理士は、税理士法36条（脱税相談等の禁止）に違反するほか、第45条第1項（故意による不真正税務書類の作成）に該当するとして、処分等を行なった

【形態図】



○事例2

対象者：A税理士及び従業員B

事案の端緒：郵送で提出された所得税確定申告書控えの返送先が、第三者であるBの自宅となっていたことから、納税者に確認したところ、Bに申告書の作成等を依頼しているとの申し出があり、Bのいせ税理士行為が疑われる旨の情報提供があった。また、納税者から、Bは、A税理士の従業員であるとの情報も提供された。

非行の概要：A税理士が従業員Bに対する監督義務を怠った結果、従業員BはA税理士に無断でA税理士の関与先以外の顧客の申告書を税理士事務所内で作成していた。

調査の概要：A税理士及び従業員Bに対して、税理士法上の調査を実施した結果、A税理士はベテランである従業員Bを信頼し、従業員Bが担当していた関与先に対する業務を任せきりにしていた。

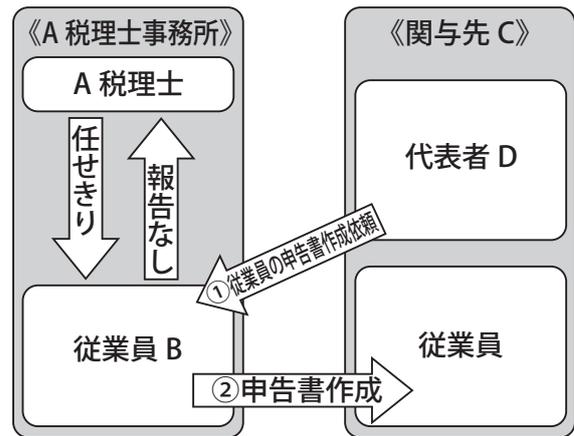
従業員Bは自身が担当するA税理士の関与先の代表者から、同社の従業員の所得税の確定申告書の作成を依頼され、税理士資格を取得して

いない者は税務書類の作成を行えないと一度は断ったが、最終的には関与先の代表者の強い依頼を断りきれなかったこと及び所得税確定申告書作成に係る報酬も見込めなかったことから、A税理士に報告することなく、A税理士事務所の機器を使用して、申告書の作成を行っていた。

A税理士は、従業員に対する監督を怠ったことで、従業員Bが税理士法第52条に違反する事態を招いたことを反省し、今後は従業員に対する指導監督を徹底し、二度と税理士法に違反しないことを誓約した。また、従業員Bも、自らの行為が税理士法に違反していたことを深く反省し、今後、二度と税理士法に違反しないことを誓約した。

処理：A税理士を税理士法第41条の2（使用人等に対する監督義務）違反として、Bを税理士法第52条（税理士業務の制限）違反として処分等を行った。

【形態図】



○事例3

対象者：A税理士及びB税理士法人

事案の端緒：B税理士法人の関与先Dに対する税務調査において、関与先Dに架空外注計上の事実が認められ、当該不正行為にB税理士法人の社員税理士であるA税理士が関与していた旨の情報提供があった。

非行の概要：A税理士は、関与先Dの代表者Eからの依頼に応じ、架空外注費を計上することで所得金額を不正に圧縮した申告書を作成していた。

B税理士法人では、社員税理士の不正行為を防止するための内部管理体制が整備されていなかったため、A税理士の不正行為を防止するこ

とができなかった。

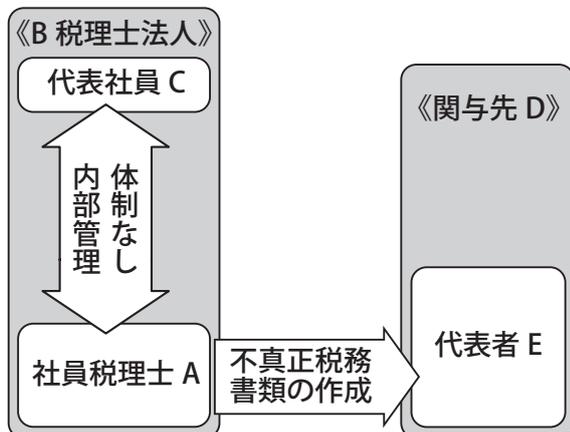
調査の概要：B税理士法人の社員税理士であるA税理士及び代表社員Cに対して、税理士法上の調査を実施した結果、A税理士は関与先Dの代表者Eから、「簿外資金確保のため、架空外注費を計上したい。」との相談を受け、適正に申告するよう助言はしたものの、最終的には代表者Eの依頼を断りきれず、架空外注費を計上することで不正に所得金額を圧縮した法人税確定申告書を作成した。

B税理士法人は、A税理士と代表社員Cを社員税理士とする税理士法人であるが、A税理士及び代表社員C、それぞれが開業税理士の頃からの関与先に対する業務を行っており、互いの業務をけん制するなどの内部管理体制を整備しておらず、A税理士は関与先Dへの不正加担行為について代表社員Cには一切報告していなかったため、代表社員Cは、税理士法上の調査を受けるまで、A税理士の不正行為について全く知らなかった。

A税理士は、自身が行った行為が、税理士として決して許されない行為であったと深く反省し、また、代表社員Cは、社員税理士が行った業務を相互に牽制し合うような内部管理体制が整備されていなかったことで、社員税理士による不正行為の発生を防止することができなかったことを認識し深く反省している。

処理：A税理士は、税理士法第45条第1項（故意による不真正税務書類の作成）該当として、B税理士法人は、税理士法第48条の20第1項（運営が著しく不当と認められるとき）に該当として処分等を行った。

【形態図】



〔税務支援対策部〕

日本橋税務署、日本橋法人会、東京商工会議所等からの依頼を受け『税務相談等のための会員派遣』を次のとおり行いました。多くの先生方にご支援ご協力をいただきまして、ありがとうございました。

《税務相談》

○日本橋法人会からの依頼分

平成26年実施日	会 場	担当税理士
9月3日(水)	法人会事務局	小山 栄一
9月17日(水)	〃	佐野 典子
10月1日(水)	〃	猪股 正明
10月15日(水)	〃	佐藤 兆秀

《窓口専門相談》

○商工会議所本部からの依頼分

平成26年実施日	会 場	担当税理士
8月8日(金)	中小企業相談センター	岩村 仁志
8月29日(金)	〃	河野 拓
9月19日(金)	〃	二瓶 正之
10月14日(火)	〃	野村 幸広

《支部無料税務相談》

平成26年実施日	会 場	担当税理士
8月13日(水)	支部事務局会議室	大澤 昭人
9月10日(水)	〃	野村 幸広
10月8日(水)	〃	黄 民愛

《相続税フォーラム》

平成26年実施日	会 場	担当税理士
9月7日(日)	京橋支部事務局	結城 昌史
〃	〃	引地 栄二

上記の他、

○日本橋税務署からの依頼分

新規開業等の青色申告者に対する記帳指導を下記の先生方をお願いしております。

- 担当税理士
- 岩川由美子
- 河野 拓
- 佐野 典子
- 林 孝子
- 久野 二実

〔法対策委員会〕

9月11日に法対策委員会を開催して、東京会からの諮問課題について検討した。

9月19日に上記検討した統一課題、任意課題について、22件の意見を東京会に送付した。

〔情報システム委員会〕

平成26年9月4日(木)

日本橋税務署と電子申告推進協議会を開催し、次のことを行なうこととした。

1. 「国税電子申告・納税システム(e-Tax)利用のお願い」を、小棹日本橋税務署長、浅見日本橋支部長の連名で会員へ配付することとした。
2. 会員向けのe-Tax研修を日本橋支部と日本橋税務署とで共同開催することとした。

租税教育推進委員会の活動報告 租税教育の歩み

平成17年4月東京税理士会広報課より租税教育に関する活動状況等のお話があり、当時はまだ日本橋支部として活動していない。しかし租税教育も支部活動として検討することになり河原支部長より若狭に情報集取せよと任命を受けて、当時はるかに進んでいた町田支部の情報仕入、まず地元の租税教育推進協議会に加入が条件とのことで京橋支部に尋ねたところすでに加入しているとのことで、当支部も加入すべきと平成17年9月22日日本橋税務署総務担当副署長と総務課長、支部は河原支部長と中島副支部長と加入に関する話し合いを持ち平成18年4月に加入が認められ、平成19年以後の中央区租税教育推進協議会の総会や会議に毎年支部長又は副支部長が出席しております。

○平成18年5月26日 東京税理士会広報課より租税教育研修打合せ会議が行われ、若狭が出席

○平成18年7月27日 町田支部で行われた「税理士が行う租税教育」シンポジウムのお誘いを受けて若狭出席

○平成19年6月8日 東京税理士会租税教育講師養成研修会に若狭出席

○平成19年6月12日 中央区租税教育推進協議会定期総会に中島副支部長が出席

○平成20年2月1日 東京税理士会第1回租税教育支部代表者会議に若狭出席

○平成20年3月25日 中央区租税教育推進協議会租税教室の講師養成研修会に若狭茂雄、中島美和、天野肇、濱川久子が出席

○平成20年6月10日 中央区租税教育推進協議会定期総会に中島支部長が出席

これにより、日本橋税務署と法人会が先に行っていた租税教育の中にやっと日本橋支部が参加できる基礎固めができ、

○平成20年7月9日 中央区区立日本橋中学校3年生3クラスを若狭茂雄講師、結城昌史講師、濱川久子講師でお互い助け合いながら行い、税理士先生の租税教育の方がよかったと中学校の先生や法人会の人に言われほっとしたものです。

○平成20年10月22日 東京税理士会第2回租税教育支部代表者会議に若狭が出席し、日本橋中学校で行った租税教育について報告をした。

○平成21年6月9日 中央区租税教育推進協議会定期総会に中島支部長が出席

○平成21年7月14日 区立日本橋中学校3年生 濱川久子、若狭茂雄、天野肇、滝口利子 各講師

○平成21年10月19日 東京税理士会第3回租税教育支部代表者会議に若狭出席

○平成22年5月25日 中央区租税教育推進協議会定期総会に若狭が出席

○平成22年6月22日 私立日本橋女学館中学1年生 若狭茂雄講師

○平成22年6月23日 区立日本橋中学校3年生 結城昌史講師、濱川久子講師、若狭茂雄講師

○平成22年11月24日 東京税理士会第4回租税教育支部代表者会議に若狭出席、日本橋中学校で行った授業のシナリオで、東京会で模範講師して租税教育を行う。

○平成23年6月28日 私立日本橋女学館中学1年生 若狭茂雄講師

○平成23年7月8日 区立日本橋中学校2、3年生 結城昌史講師、滝口利子講師、濱川久子講師、若狭茂雄講師、山口義夫講師

○平成23年7月11日 区立日本橋中学校2年生 中島美和講師、濱川久子講師

○平成23年10月18日 東京税理士会第5回租税教育代表者会議に濱川出席

○平成24年4月18日 東京税理士会平成24年度第1回租税教育支部代表者会議に濱川出席

○平成24年7月10日 区立日本橋中学校2年生 結城昌史講師、濱川久子講師、中島美和講師

○平成24年7月23日 私立日本橋女学館中学1

年生 若狭茂雄講師

平成24年10月17日まで租税教育所掌部署も予算もなく、さびしい状況でしたが、藤山支部長が支部にやっと租税教育所掌部誕生、租税教育推進委員会が発足。

○平成24年11月22日 平成24年度第2回租税教育支部代表者会議に結城委員出席

○平成24年12月8日 区立久松小学校6年生 濱川久子講師

○平成25年4月19日 平成25年度第1回租税教育代表者会議に結城委員出席

○平成25年6月25日 私立日本橋女学館中学1年生 若狭茂雄講師 助手小山栄一委員

○平成25年7月11日 区立日本橋中学校2、3年生 福本光男講師、濱川久子講師、結城昌史講師、山口義夫講師

○平成25年7月12日 区立日本橋中学校2年生 小原正寛講師、若狭茂雄講師、中島美和講師

○平成25年10月16日 東京税理士会平成25年度第2回租税教育支部代表者会議に若狭委員長出席

平成26年4月1日より租税教育講師登録者に更新制度が導入され、平成26年中に東京税理士会租税教育推進部が行う研修を受講しなければ平成

27年4月1日から講師としての更新はしないことに改正されました。

○平成26年5月16日 平成26年度第1回租税教育代表者会議に若狭委員長、結城委員出席

東京税理士会租税教育養成研修は平成26年10月2日と10月21日です。まだ受講されていない講師の方は忘れずに受講してください。

○平成26年6月25日 私立日本橋女学館中学1年生 結城昌史講師 助手若狭茂雄

○平成26年7月3日 区立日本橋中学校3年生 福本光男講師、山口義夫講師、中島美和講師

○平成26年7月4日 区立日本橋中学校2年生 濱川久子講師、小山栄一講師、助手若狭茂雄委員

○平成26年9月24日、11月21日 東京税理士会租税教育リーダ研修に結城委員、濱川委員出席

○平成26年10月21日 平成26年度第2回東京税理士会租税教育代表者会議に若狭委員長出席

《平成26年9月30日現在の日本橋支部租税教育推進委員会登録講師名》

若狭茂雄、坪島悦生、中島美和、濱川久子、山口義夫、結城昌史、滝口利子、福本光男、小原正寛、山本 実、小山栄一、増田和弘、秋庭 守、

以上13名

(支部租税教育推進委員長 若狭茂雄)

支部会員異動のお知らせ

平成25年7月1日～
平成26年9月30日

〈入会〉

7月5日 ^{ハマ ダ マサ ヒロ} 濱田雅大 〒103-0022
日本橋室町1-7-1

スルガビル7階
AGS税理士法人
電話 60803-6720

7月23日 ^{サノ ヒロユキ} 佐野比呂之 〒103-00027

日本橋2-16-3
加藤ビル5階A号室
電話 6225-2367

7月23日 ^{ネモトカスミ} 根本加寿美 〒103-0003

日本橋横山町1-3
OKK日本橋ビル2階
湯澤勝信税理士事務所
電話 3639-1881

7月23日 ^{ミワ タカユキ} 三輪峻之 〒103-0022

日本橋室町1-7-1

スルガビル7階

AGS税理士法人
電話 6803-6720

8月2日 ^{トドロキ キンジ} 轟 金二 〒103-0002

日本橋馬喰町1-1-2
ゼニットビル7F

税理士法人JPコンサルタンツ東京事務所
電話 3663-7204

8月20日 ^{カトウ マサアキ} 河東正晃 〒103-0023

日本橋本町3-1-6

日本橋永谷ビル402号室
電話 6887-2018

8月20日 ^{キタザキ マキ} 北崎真希 〒103-0012

日本橋堀留町2-3-8

田源ビル4階

税理士法人エーピーエス
電話5643-2775

8月20日	<small>サワ キ キョウノリ</small> 澤城 教典	〒103-0021 日本橋本石町4-2-3 日東ビル6階 電話 3277-5339	7月17日	<small>イト ウ ヨウ スケ</small> 伊藤 洋輔	〒103-0022 日本橋室町1-6-3 山本ビル別館3階 リーダーズサポート税理士法人 電話 3527-9141
8月20日	<small>ミ タ ジュンイチ</small> 三田 潤一	〒103-0001 日本橋小伝馬町8-2 新井ビル2階 電話 050-3805-1775	7月17日	<small>トウ ヨウ</small> 同 上	同上
8月20日	<small>ヤ クワ ノブ ユキ</small> 八 鍬 信幸	〒103-0002 日本橋室町1-7-1 スルガビル7階 AGS税理士法人 電話 6803-6720	8月1日	<small>コマ ヤ トモ ヒト</small> 駒谷 知人	〒103-0022 日本橋室町3-2-9 駒井ビル7階 丹羽正裕税理士事務所 電話 3548-1161
9月24日	<small>タゾ コ リョウイチ</small> 田底 亮一	〒103-0004 東日本橋2-9-2 東日本橋292ビル8階 税理士法人ファーストライン 電話 5829-9612	8月4日	<small>モリ タ ケイ イチ</small> 守田 啓一	〒103-0022 日本橋室町1-6-3 山本ビル9階 室町税理士法人 電話 3516-6331
9月24日	<small>ム サシ ジュンコ</small> 武蔵 順子	〒103-0027 日本橋1-7-4 正明ビル 電話 3271-1303	8月8日	<small>シバ タ アツシ</small> 芝田 篤	〒103-0025 日本橋茅場町2-17-9 日本橋イツミビル 電話 6264-8391
〈転入〉					
7月4日	<small>オオ タニ タカ ヒロ</small> 大谷 隆弘	〒103-0002 日本橋馬喰町1-1-2 ゼニットビル 税理士法人おおたか 電話 5640-6450	9月3日	<small>エン ドウ ヒデ トシ</small> 遠藤 秀俊	〒103-0025 日本橋茅場町2-17-5 茅場町リバーサイドビル203号室 電話 5673-2680
7月9日	<small>マス ホ ユキ エ</small> 増保 雪絵	〒103-0021 日本橋本石町4-2-16 Daiwa日本橋本石町ビル5階 明誠税理士法人 電話 3548-2034	9月11日	<small>ヨシ タ ケイ ゴ</small> 吉田 圭吾	〒103-0022 日本橋室町1-7-1 スルガビル7階 AGS税理士法人 電話 6803-6720
7月10日	<small>フナ キ ヒサ オ</small> 船木 寿夫	〒103-0025 日本橋茅場町2-6-11 北野ビル3階 電話 090-9672-6468	9月17日	<small>マツ モト ユウ ジ</small> 松本 雄二	同上
7月15日	<small>カヅ マタ ムネ ヒサ</small> 勝俣 宗久	〒103-0004 東日本橋2-9-2 東日本橋292ビル8階	9月18日	<small>タ ジマ ヒロ カズ</small> 田島 宏一	〒103-0022 日本橋室町3-3-1 5階
〈法人入会〉					

7月9日	明誠税理士法人	〒103-0021	日本橋本石町4-2-16 Daiwa日本橋本石町ビル5階 電話 3548-2034	成松博典	〒103-0007	日本橋浜町3-26-5 日東ビル2階	
7月15日	税理士法人ファーストライン	〒103-0004	東日本橋2-9-2 東日本橋292ビル8階 電話 5829-9612	降旗宏明	〒103-0013	日本橋人形町1-3-6 AIC共同ビル807号室	
				〈事務所名変更〉			
8月4日	室町税理士法人	〒103-0022	日本橋室町1-6-3 山本ビル9階 電話3516-6331	武田剛		明誠税理士法人	
				成田道枝		〃	
				増田卓也		税理士法人ファーストライン	
				相川光生		リーダーズサポート税理士法人	
				相川菊乃		〃	
				西川雅章		〃	
				西村誉弘		〃	
8月15日	税理士法人JPコンサルタンツ東京事務所	〒103-0002	日本橋馬喰町1-1-2 ゼニットビル7F 電話 3663-7204	相澤博		室町税理士法人	
				新谷敏子		〃	
				畑山毅		〃	
				福田浩彦		〃	
				村山尚		〃	
〈事務所住所変更〉				〈法人名変更〉			
	三田隆夫	〒103-0001	日本橋小伝馬町8-2	税理士法人エムエー・パートナーズ			
	河合巧	〒103-0027	日本橋1-7-4 第一正明ビル2階	→リーダーズサポート税理士法人			
	相澤博	〒103-0022	日本橋室町1-6-3 山本ビル9階	〈事務所電話番号変更〉			
	新谷敏子	同上		山内城治	6671-5689		
	畑山毅	同上		相澤博	3516-6331		
	福田浩彦	同上		新谷敏子	〃		
	村山尚	同上		畑山毅	〃		
	東原豊	〒103-0016	日本橋小網町1-13 ドゥーエ日本橋604号	福田浩彦	〃		
				村山尚	〃		
	追中徳久	〒103-0025	日本橋茅場町2-4-9 サクラレジデンス5F	濱川久子	5614-0963		
				有賀卓也		向島支部へ	
				伊賀忠義		神田支部へ	
				高田雄介		〃	
				高山昌茂		〃	
				中根弘隆		〃	
				野上雅仁		〃	
				平塚秀明		〃	
				森崇正		〃	
				橋本友樹		東村山支部へ	
				松本悦子		渋谷支部へ	
				梅田浩志		麻布支部へ	
				横山三郎		杉並支部へ	
				角田大		中野支部へ	

キ	ムラ	コウ	ジ	
木	村	幸	次	麴町支部へ
リ	ユウ	ザキ	シ	
龍	崎	剛	詩	上野支部へ
タ	ケ	ザワ	アキ	
竹	澤	広	晃	浅草支部へ
ソ	ワ	ミツ	タカ	
曾	和	満	高	麴町支部へ
ス	キ	ヒデ	アキ	
鈴	木	秀	明	京橋支部へ
ミ	ズ	グチ	ヨウ	
水	口	陽	介	〃

〈新コーナー〉

去る10月3日の常会でもご案内させて頂きましたが、税理士同士の助け合い・情報交換という趣旨で、「ご存知の先生、教えて下さい。(仮称)」というコーナーを新設します。顧問先から諸外国に支店や子会社を設立したいとかの相談を受けたような場合、詳しいアドバイザーを紹介して欲しい等、他の先生の手助けを求めたい場合に活用して頂ければと存じます。

そのような場合には、支部宛ファクシミリで内容・税理士名、連絡先(電話番号やファクシミリの番号)を送信して下さい。

よろしくお願い致します。

〈退会〉

モリ	マサ	シ		業務廃止
森	雅	司		
シ	ノリ	ノリ		〃
下	条	親		〃
モト	タスケ	タスケ		〃
坂	元	左		〃
ミ	タニ	タニ		〃
二	谷	太郎		〃
ゴ	セキ	アキ		千葉県会へ
五	関	貞	明	
ハ	ダ	ジュン	コ	関東信越会へ
浜	田	純	子	
タニ	モト	レイ	子	業務廃止
谷	本	玲	子	
イ	セ	ユウ	司	〃
伊	勢	悠	司	
イ	トウ	ヒロ	ユキ	〃
伊	藤	裕	之	
ワタ	ナベ	ケニ	アツ	
渡	辺	邦	厚	関東信越会へ

編集後記

すっかり秋めき、朝晩は冷え込む日も増えて参りましたが、会員の皆様にはますますご健勝のことと拝察申し上げます。

ノーベル物理学賞を3名の日本人の研究者が受賞したのは明るいニュースでしたが、中小企業や個人事業者にとって過酷な税制改正が俎上に載せらる等心塞ぐ思いもさせられます。

さて、そのような中「にほんばし142号」をお届け致します。表紙には、野球部の第118回支部対抗野球大会での見事な優勝を祝して、記念の写真を掲載致しました。中身も、宮原先生の研究論文の力作を始め読み応えが十分の号となりました。執筆の労を頂いた各先生に感謝申し上げます。

次号は新年号です。毎年恒例の年男年女の特集もありますので、会員の皆様にはご協力の程よろしくお願い申し上げます。

これから冬に向かいます。会員の皆様、ご健康に十分お気を付けてお過ごし下さい。

(編集委員)

福岡敏郎、佐野典子、江間政芳、岩川由美子
増田和弘、鈴木 寛、増渕俊介

〈会員死亡〉

謹んでお悔やみ申し上げます。

タカ	ムラ	コウ	ヘイ	
高	村	耕	平	昭和48年12月28日生まれ 40歳
				平成26年7月16日死 亡
ヤマ	モト	マサル		
山	本	勝		昭和19年3月12日生まれ 70歳
				平成26年8月31日死 亡

【編集部より】

※先々号(第140号)の再訂正とお詫び※

〈事務所住所変更〉

(P.20)の右の段、小林先生のお名前とフリガナですが、正しくは、小林幸夫(コバヤシ ユキオ)先生です。再三の誤記載でご迷惑をお掛け致しました。

慎んで、訂正させて頂きます。

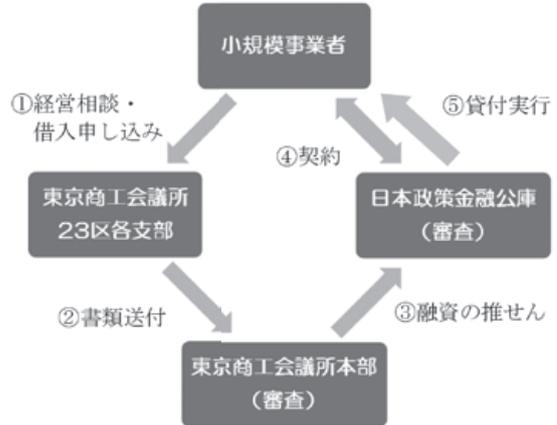


小規模事業者向け融資制度

マル経融資のご案内

無担保、無保証人、低利の国の融資制度・・・マル経融資の特色

- ・商工会議所の経営指導を通じて融資の推せんを行います。
- ・安心して借入ができる国（日本政策金融公庫）の融資制度です。
- ・担保も保証人も要りません。信用保証協会の保証も不要です。



融資対象

- ・アルバイトを除く従業員 20 名以下（※）の法人・個人事業主の方
 ※商業・サービス業は 5 名以下（宿泊業・娯楽業は 20 人以下）
- ・最近 1 年以上、東京 23 区内で事業を行っている方
- ・商工業者であり、日本政策金融公庫の融資対象業種を営んでいる方
- ・税金（所得税、法人税、事業税、住民税）を完納している方

融資限度額

2,000万円

返済期間

運転資金 7年以内
 設備資金 10年以内

担保・保証人

不要（信用保証協会の保証も不要）

融資利率

年 1.35%（平成 26 年 10 月 10 日現在）
 ※中央区の利子補助制度があります。

（注）審査の結果、ご希望に添えないこともあります。
 ※融資限度額・返済期間の取り扱いは、平成 27 年 3 月 31 日まで（日本政策金融公庫受付分）となります。
 ※東商 会員・非会員を問わずご利用いただけます。お気軽にお問い合わせください。

資金用途



使いみちはいろいろ

経営に関するお悩み承ります
弁護士による無料法律相談
 毎月第 3 火曜日 午後 1 時～4 時
 要予約・電話にてご予約ください

お問い合わせ先

東京商工会議所中央支部 電話:3538-1811

顧問料の集金なら口座振替！
税理士協同組合の 報酬自動支払制度

e-NETの集金支援システム特許取得 <特許第5117097号>

毎月の請求業務から開放
 事務負担の軽減に効果大！

40th
 報酬自動支払制度

関与先1件から
 利用できます。
 まずは1件から
 始めてみませんか？



2つの方式から選べます。

e-NET(オンライン型) POST(郵送型)

税理士協同組合事務代行政社

株式会社日税ビジネスサービス

☎0120-155-551

報酬自動支払制度 🔍 検索



〒163-1588 東京都新宿区西新宿1丁目6番1号 新宿エルタワー29階

**ちゃんと応える
 医療保険**

NEVER

ちゃんと応える医療保険EVER

入院給付金日額5,000円 保険期間:終身

通院 あつちん	疾病入院給付金 災害入院給付金	日帰り入院から 入院5日目まで 一律5日分	2.5万円
		入院日数日減 1日につき	5,000円
	手術 給付金	がんに対する胃腸 食道・胆道手術や 心臓への開胸術など 1回につき	20万円
		入院の日は手術給付金 1回につき	5万円
	放射線治療 給付金	入院なしに重大手術を除く 1回につき	2.5万円
		1回につき	5万円
	疾病通院給付金 災害通院給付金	1日につき	3,000円

商品の詳細はパンフレット(契約概要)をご覧ください。

引受保険会社/アフラック 首都圏総合支社 TEL.03-3344-1580
 〒160-0023 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエストビル17階 AF271-2013-0237 10月3日(151003)

お問い合わせ先 ■全税共保険取扱代理店

募集代理店 株式会社 共栄会保険代行

☎0120-922-752

URL <http://www.nichizei.com/khd/>

〒163-1529 東京都新宿区西新宿1丁目6番1号 新宿エルタワー29階



関与先に収益不動産のおすすめ・・

資産の組替えに！

- ・不採算から組替えへ
- ・事業用資産の買換えへ
- ・長期・安定・高収益へ



ワンルームマンション

相続対策に！

- ・評価減に効果
- ・納税資金準備に
- ・節税や分割対策を



有効活用に！

- ・遊休地の活用に
- ・老朽建物の建替に



ファミリーマンション

案件成約の場合、関与先から頂く仲介料の20%を紹介料として謹呈！

税理士協同組合指定会社

株式会社 日税不動産情報センター

TEL 03-3346-2220

URL <http://www.nichizei.com/nf/>

〒163-1529 東京都新宿区西新宿1丁目6番1号 新宿エルタワー29階



■全国税理士共栄会
 会員・準会員の皆さまへ

安心療養サポート
 (団体所得補償保険)

団体30%
 割引適用



病気やケガで働けなくなった時、収入を維持していく為の保険です。入院だけでなく、医師の指示に基づく自宅療養による就業不能時も補償します。

- 最長1年間補償タイプ、最長2年間補償タイプ
- 無事故の場合、保険料の20%返れい(中途脱退の場合、返れい金はありません)
- うつ病などメンタルに関する電話無料相談サービス付

生涯収入プロテクション
 (団体長期障害所得補償保険)

- 病気やケガで働けなくなったとき、最長70歳までの収入を補償する制度です。
- 医師の指示に基づく自宅療養・一部復職時も補償されます。
- 精神障害の一部も補償します。

新・団体医療保険

- 病気・ケガでの入院補償(120日限度) + 手術保険金
- 先進医療等費用補償特約など、オプションも充実しています。

■東京税理士協同組合 組合員の
 先生・事務所勤務の皆さま専用

自動車保険・火災保険



このチラシは概要を説明したものです。ご加入を検討するにあたっては、「商品パンフレット」「ご契約のおしり」等によって詳しい内容を必ずご確認ください。

引受保険会社/株式会社損保ジャパン 団体・公務開発部 第二課
 〒100-8965 東京都千代田区霞が関3-7-3 TEL.03-3593-6453 SJ13-02008 2013/5/24

お問い合わせ先 ■全税共・東京税理士協同組合指定代理店

株式会社 日税サービス

TEL 03-5323-2111

URL <http://www.nichizei-net.com>

〒163-1529 東京都新宿区西新宿1丁目6番1号 新宿エルタワー29階



小規模企業の経営者の皆さまへ

退職後のゆとりある生活のために

小規模企業共済制度

先行き不透明なこの時代。
退職後の生活資金は
万全ですか？

未来のために
小さな一歩

経営者の皆さま。
退職金の準備を中小機構がお手伝いします。

小規模企業共済制度に加入し、毎月掛金を納付すれば、退職時に共済金が支払われ、現役引退後も安心した生活設計が立てられます。

- ①常時使用する従業員の数が、20名以下（商業、サービス業は5名以下）の個人事業主、共同経営者、及び会社等役員の方が対象です。
- ②掛金月額が1,000円～70,000円の範囲内（500円単位）で自由に選べます。
- ③毎月3万円の掛金（年間36万円）で、例えば課税対象所得400万円の方なら約11万円の節税になります。
- ④いざという時に掛金合計額の一定の範囲内で事業資金等の貸付けが受けられます。

取扱手数料

新規加入及び増額を取りまとめいただいた組合員にお支払いします。請求書は東京税理士協同組合のホームページからダウンロードできます。

制度の詳しい内容についてのお問い合わせ先

独立行政法人 **中小企業基盤整備機構**（中小機構） 共済相談室

TEL.050-5541-7171

資料請求・加入手続きに関するお問い合わせ先

東京税理士協同組合

TEL.03-5363-2011



第29回

平成26年10月18日



カラオケ



発表会

